主 本件控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人青木定行及び被告人本人各作成名義の各控訴趣意書記載のとおりであるから、これをここに引用し、これに対して次のとおり判断する。 被告人の控訴趣意第二点について。

所論は、本件毀棄罪の客体たる物件は、「田に生育したれんげ草」であつて、これは「器物」として認めることができないものであるから、被告人の本件所は、不出まれば、本件とこれば、本件とこれがあるにより、案ずるに、記録によれば、本件とと訴状の罪名並びに罰条に、器物毀棄刑法第二百六十一条と記載されてあつた一条と記載されてあった条に、「前三条二記載シタル外ノ物ヲ損壊又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又五百円以下ノ罰金若クハ料料ニ処ス」と規定していく要旨〉るのであつて、「田に生育した、「毎日、公務所の用に供するないであるところ、本件犯罪の客体たる「田に生育した〈/要旨〉れんげ草」は、右刑法第二六一条において指示する前三条に記載したや、少、一、公務所の用に供する文書、二、権利、義務に関する他人の文書、一、公務所の用に供する文書、二、権利、義務に関する他人の文書、一、の建造物又は艦船のいずれにも該当せず、それ以外の物であることが明ら、この建造物又は艦船のいずれにも該当せず、それ以外の物であることが明らない。まさに右刑法第二六一条所定の物件に該当する水田を馬耕することが、まさに右刑法第二六一条所定の物件に該当する水田を馬耕することが、これを掘り返して、もつて回れんげ草をして事実上本来の目的の用に供こことができない状態に至らしめた本件所為に対し同法条を適用したことは、ここの点についてもまた、原判決には所論の違法は存在しない。論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中西要一 判事 山田要治 判事 石井謹吾)